

令和5年 第2回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 2月28日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸
8番 宮越 美秋

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第8号 農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について
- 第6 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第11号 農地の賃借料情報提供について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 兵藤 衣重 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。
ます。

[議長]

それでは、始めたいと思います。

ただいまから、令和5年第2回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番松崎久範委員、5番上野光正委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日2月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、2月の業務報告について、でございます。

8日に、「高鍋町議会臨時会」が開催をされております。

9日に、「移動農業会議の下半期」ということで川南町と都農町と合同で、川南で実施をされております。高鍋からは会長と副会長と事務局とで行っております。

16日に、「常設審議委員会」が開催をされまして、先月の総会で審議いただきました、4条の〇〇〇〇さんの植林、5条の〇〇〇〇の太陽光について、審議をいただきました。

同じく16日に、「市町村農業委員会事務局長会議」が開催をされております。

27日になりますけども、「児湯農業改良普及事業推進協議会の幹事会」がありまして、私が出席をしております。

それから、本年7月19日で、農業委員と推進委員の任期が満了することに伴いまして、次期委員の推薦の求め及び募集についてということで、2月15日付けで、農業委員については町長名で農政の課から、推進委員につきましては、農業委員会の会長名で告示をおこなっております。

17日に、「お知らせたかなべ」と「町のホームページ」にも掲載を行ったところでございます。

推薦と応募の期間につきましては、明日3月1日から月末の31日金曜までとなっております。

2月の総会関係になりますけども、21日に現地調査を行いまして、一部24日にも現地調査を行っております。本日28日が、総会となっております。

なお、総会終了後には、「高鍋町農業経営改善対策会議」が開催をされますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3月の業務計画でございます。

3日から22日までの予定で、「町議会の定例会」が開催をされます。一般質問が中村議員から一つ出ておりますので、対応したいと思っております。

14日に、「常設審議委員会」が開催をされます。

22日に、「管内農業委員会の会長と事務局長会」が新富で開催をされます。

3月の総会関係ですが、23日が現地調査。当初の予定では22日になっていたと思いますが、23日で現地調査を行いますので、お間違いのないよう

をお願いをします。３月２８日が総会の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

業務報告と業務計画は、以上でございます。

〔事務局〕

続きまして、県進達経過報告書を申し上げます。３ページを御覧ください。

１月３０日の農業委員会総会の承認分。農地法第５条の〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの建売住宅の件、２月７日付けで許可となっております。以上です。

４ページをお開きください。

「農地法第３条の３の規定による届出書について」は、〇〇〇〇の１件で、御覧のとおりです。御確認ください。

５ページから７ページまでを御覧ください。

「農地法第１８条第６項の規定による通知について」は御覧の９件です。

このうち１番と８番は、本日の議案第１０号に、９番は本日の議案第７号に関連しております。御確認をお願いします。以上です。

〔議長〕

ただいまの報告２ページから７ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号４、議案第７号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領９のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい。８ページをお開きください。議案第７号「農地移動適正化あっせん事

業について」です。

1 番 令和5年1月30日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番*

田 1, 605 m²うち600 m²

2 番 令和5年2月13日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番 畑 948 m²

3 番 令和5年2月16日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番*

田 1, 922 m² ほか1筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 貸渡し 申し出

担当委員 6 番 小嶋 秀樹 推進委員

順番委員 1 番 橋口 卓史 推進委員

2 番 貸渡し 申し出

担当委員 2 番 坂本 実 推進委員

順番委員 3 番 橋口 昌央 推進委員

3 番 貸渡し 申し出

担当委員 5 番 永友 定己 推進委員

順番委員 7 番 坂本 幸 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第8号「農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。15ページをお開きください。

議案第8号「農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について」です。

本案件につきましては、高鍋町の滞納処分による公売の案件となっているものであります。

入札の期日は、令和5年3月1日となっております。

農地が公売に出された場合、この農地を取得するため公売に参加するには、買受適格証明書が必要となります。

公売物件であっても、落札された者は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。

このため、本案件につきましては、農地法第3条の許可基準に照らし合わせ、買受適格証明の申請人が許可要件を満たしているかどうかをここで審査していただくものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することによろしいかを、合わせて審議いただくことになります。

それでは、説明いたします。

1番 申請地 大字〇〇字〇〇****番 田 193㎡ ほか1筆

申請人 高鍋町大字〇〇****番地

〇〇〇〇

取得目的は、農地として利用するものです。

担当の坂本会長より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当委員になりますので、この場から、説明させていただきます。

1 番ですけれども、買受適格証明願について説明いたします。

買い受けされる申請人は、〇〇地区で、ハウス、きゅうり、水稻を栽培される認定農業者です。

申請地は、16 ページを御覧ください。地図を立ててみますと、右上に〇〇があります。そこから南に50 mほどのところに〇〇〇〇さんのハウスがあり、その南側の道路の両方側の赤い斜線が申請地です。道路の東側の****番の367 m²の三角形の農地にはえんどう、ねぎなどの野菜が植えられておりました。

その反対側の****番の193 m²はロータリーがかけられた状態でありました。また、その農地は17 ページを見てください。****番は****番、****番、****番、****番に取り込まれた一枚になっており、全体がきれいに、ロータリーがかけてありました。

〇〇〇〇さんはこの申請地を農地と使用することで問題はないかと思います。

また、公売の見積もり額は〇〇〇〇円。以上です。

推進委員から補足する事がありましたらお願いします。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。坂本会長の説明に付け加えることは別にございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。19 ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり、買受適格証明書を交付し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり買受適格証明書を交付することに決定し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに決定いたしました。

2番の案件につきましては、申請者が橋口卓史推進委員本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口卓史推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口卓史推進委員は、退室をお願いします。

(橋口卓史推進委員 退室)

それでは、2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

本案件につきましても、先ほどの1番の案件と同じく、高鍋町の滞納処分による公売の案件となっているものであります。

公売の期日は、令和5年3月1日となっております。

農地が公売に出された場合の詳細につきましては、1番の案件と同じでございます。

それでは、説明いたします。

2番 申請地 大字〇〇字〇〇****番* 畑 2, 299 m²

申請人 高鍋町大字〇〇****番地

橋口 卓史

取得目的は、農地として利用するものです。

担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番、説明します。高鍋町の公売物件の入札に参加するため、橋口卓史さんから買受適格証明願が提出されています。

橋口卓史さんは、認定農業者であり、主に〇〇地域において、水稻、キャベツ、白菜、ブロッコリーなどの露地野菜を栽培されています。

現地は、20ページを見ていただくと分かりますが、〇〇の〇〇の横を西に進んで、突き当りの三差路を右折すると、〇〇〇〇さんの鶏舎がありますが、その中間のところから5、60mくらい行ったところの畑になります。

申請地については、露地野菜を作付けされる予定で、問題はないかと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

[議長]

推進委員から補足する事がありましたら申し上げます。

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい、5番。今の説明に問題はないと思われます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。23ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり、買受適格証明書を交付し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり買受適格証明書を交付することに決定し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに決定いたしました。

橋口卓史推進委員は、席へお戻りください。

(橋口卓史推進委員 入室)

それでは、引続き、日程番号6、議案第9号「農地法第5条第1項の規定に

よる許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。24 ページをお開きください。

議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇〇〇****番* 登記地目 畑

12, 551 m²のうち11, 877.79 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、資材置き場及び通路です。

この案件は、筆の一部の転用です。この申請部分以外の673.21 m²は、令和3年6月23日付けで「〇〇新築工事及び通路」で許可が出ています。

今回、残りの部分について申請がされております。

松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい。3 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。転用目的は、資材置き場、通路兼回転場及び車両待機場所となっております。

26、7 ページを見てもらえますか。申請地は、〇〇を北へ500 mほど行ったところを、ちょうど〇〇坂、上がってきたところに交差点があります。そこを左に行きますと、高速の上の〇〇橋があります。そこから400 mほど西に行ったところに、左に上がる道がありますけど、〇〇に上がる道で、その坂をのぼったところに〇〇があり、申請地は、その〇〇がある東側になります。

また、28 ページを見てもらえますか。現状は、平坦部分はその資材置き場とか、回転場とか、そういう車両待機場所みたいなところは、平坦で少し草が

生えているくらいでありました。

それ以外の斜面は、杉林となっております。この平たい部分に現状のまま資材置き場とか、通路経由の回転場、車両待機場所として利用されるそうです。

この山林はそのまま活用したいとのことで、理由としては、これまで高い土地にありながら、〇〇がほどよく見えず、周囲の景観と調和をしていること、また、防風林の役目や、騒音や臭いを周辺に広げない役割を担ってきたためだそうです。

雨水は地下浸透で周りが山林であるため、土砂の流出はない、考えられません。

土地の取得費は、今日の申請地が〇〇〇〇円で、全額自己負担ということです。よろしくお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。今回、〇〇の資材置場を拡大する必要があり、申請をされております。申請地の北側の譲受人所有の工場敷地で、資材置場を設置ができないか検討をしましたが、既に施設や倉庫があり、そのほかは斜面で、斜面を造成して資材置場を設置しても〇〇から離れたところになり効率が悪いとのことです。

申請地は、〇〇に隣接しており、効率的に事業が行えること、また、山林部分もそのまま、活用したいということで、転用はやむを得ないと判断します。

本案件の資料は25ページからになります。

25ページから27ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

27ページの字図を御覧ください。点線で囲っているところが転用済の所です。農地は****番*のみです。今回の計画は、字図の左下の****番*、****番*、****番*、****番*も、一体とした計画の中に含まれており、譲受人が合わせて取得します。また、工場の建物が建っている、****番*と****番*は賃貸借契約をしていたところで、合わせて譲受人が

今回取得するとのことでした。

費用は、土地取得費のみで、全額自己資金で賄われます。今回取得する土地全ての費用を上回る金融機関の通帳の写しが添付されております。資金について問題はないと考えます。

28ページを御覧ください。土地利用計画図です。申請地は太い線で囲まれているところです。

同じ筆の中で、転用済みのところは、青く着色されていて、〇〇があります。

北側の着色されていない部分は譲受人の所有の山林で、工場の建物や倉庫、通路として利用されています。

今回の計画地は、濃ゆいピンク・薄いピンク・黄色・緑で着色されたところでした。図のとおり、資材置場と通路兼回転場と車両待機場、山林として計画をされています。

この土地は、譲渡人が取得した昭和43年は登記地目が山林で、取得後に登記地目を畑に変更されています。平坦部分を畑として利用し、斜面部分は、耕作に向かないため、そのまま山林として現在に至っているそうです。

自生していた樹木だけでは、防風林の目的を果たせないため、植樹もしたとのことでした。譲受人は、平坦な部分を資材置場や通路等で使用します。

建物の新規の工事はなく、現状のまま利用するため、汚水は発生せず、雨水は地下浸透で処理します。申請地は埋蔵文化財包蔵地ですが、町の社会教育課へ新たな工事は無いことを伝え、届出は不要との確認済みです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 登記地目 畑 418㎡
所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは、説明させていただきます。申請地は、場所から言いますと、30ページを開けてください。30ページの右側が海です。縦上下に〇〇線が走っておりますが、〇〇線のすぐ隣接地が今回の申請地で〇〇地区になります。

31ページに図面がありますけど、今回の申請地は、線路のすぐ脇の****番*となっております。31ページの中で現地に行っただけですけど、〇〇の敷地にすぐ隣接した農地となっております。現状は所々、竹が伸びておりました。

土地の購入費用は、〇〇〇〇円で、造成費が〇〇〇〇円、工事費が〇〇〇〇円、総額〇〇〇〇円で、全額自己資金となっております。太陽光を設置ということになります。****番*、それから****番*と合わせて、3筆で活用されるということで、合わせて1,417㎡となっておりますが、景観条例に基づく届出を提出いたしまして、適合通知書を受領済みです。

本件転用は、太陽光パネルの設置であり、新たな排水とか汚水の発生はありません。

土地の造成は整地、転圧後、砂利敷き簡易舗装のため、雨水等は従来どおり自然浸透の予定ですが、念のために、西側2か所に雨水の地下浸透枳を設置するとともに、東側を除く、土地境界には、15cmの高さほどの土堰堤を設置し、敷地外への雨水の流出を防止する予定です。

申請地は、埋蔵文化財の包蔵地でありますけども、町の社会教育課と協議を

されているようです。

さらに一番問題なのは、〇〇との協議が最大の難関でしたが、安全に設置して工事を行えば、問題なしとの回答を得ているということでございます。また、代替地の検討も行われたようですが、土地所有者と交渉がまとまらず、購入を断念したということも書いてありました。

以上、説明を終わりますので、御審議よろしくをお願いいたします。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されますが、隣接する山林と宅地と一体として同一の事業の目的に利用し、総面積の3分の1を超えないため、転用対象となります。

本案件の資料は29ページからになります。

29ページから31ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

32ページは、申請地事業用地の西側の公図です。33ページは土地利用計画図です。

山林と宅地と農地の3筆に太陽光パネルの設置する計画になっております。

被害防除関係と転用に係る届出関係については、上野委員の説明のとおりです。

土地登記簿に休眠抵当権がありますが、転用許可後に抹消する方針であることを確認しており、問題ないと判断します。以上です。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。34ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか10筆 4,995㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子で、〇〇〇〇さんは認定農業者で、甘藷、ブロッコリーなどを生産されております。

申請地は、〇〇****番は、〇〇から〇〇に向けて約200m先の十字路を右折して、100mほど行った右側になります。〇〇〇〇さんの自宅のすぐ南側という形になります。

元々農業をされているので、苗床用のハウスがあつたのですが、それが壊したような状態で、現在はなっておりました。

〇〇****番、ほか9筆は、先ほど〇〇線の十字路を今度は南に左折していただいて、5、600m行くと、〇〇が右側にありますが、その〇〇の南側に10筆ほどまとめて農地はございました。

農地は耕運がされてありました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。35 ページをお開きください。
2 番 農地の所在 大字〇〇字宮〇〇****番
田 ほか1筆 1, 568 m²
所有権を移転する者 〇〇〇〇
所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇
担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。
申請地は、大字〇〇地区の農地で、〇〇から県道を西に100m行ったところを右に曲がり、50mほど行ったところの2筆の農地です。分かりやすく言えば、〇〇の東側の田んぼです。
〇〇〇〇さんから農業委員会への売り渡しの打診があり、出来れば、現在の耕作者である、〇〇〇〇さんに農地を買ってほしいとの申し出が上がり、お話がまとまったようです。
〇〇〇〇さんは認定農業者で、地区内で早期水稻や飼料稲の栽培のほか、〇〇もされております。

2筆合計1, 568㎡の対価として、〇〇〇〇円が令和5年3月8日に支払われるそうです。ちなみに10a当たりの反価は〇〇〇〇円です。

現地を確認したところ、2筆ともきれいにロータリーがかけられた状態でした。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番から14番まで、14件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。36ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 ほか1筆 1, 831㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への利用権貸借の再設定の申請です。

申請地は、〇〇****番*、6 4 5 m²の畑と〇〇****番*、1, 1 8 6 m²の地目畑の 2 筆です。

場所の説明をします。〇〇にあります、〇〇の東にあります。元、〇〇と太陽光設備の間に位置しております。

現地は、ほかにも 2 筆を含めた畑が一枚に整理されており、〇〇が以前から植栽されておりました。

貸借期間は 1 年間、料金は年間 1 0 a 当たり〇〇〇〇円です。以上、説明終わります。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか 3 筆 7, 7 4 7 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の再設定の申請です。

申請地は、〇〇****番*、1, 1 5 0 m²。同じく〇〇****番*、4, 8 8 5 m²、2 筆の地目は畑です。

場所の説明をします。〇〇線を〇〇方面に入ります。300mほど走って、〇〇方面に曲がらず、更に200mほど進んだ道の右側には作業場がありまして、その反対側の左側に位置します。

現地は2筆ともに以前からニラが植栽されていた模様で、収穫後の状態で、マルチがまだ張ったままでした。

続いて、〇〇****番、1, 355㎡、同じく〇〇****番、357㎡。2筆の地目は、田です。

場所の説明をします。〇〇を南に200mほど進んだところに、ハウスがありまして、****番はその入った奥にあります。三角の田んぼになります。法面を塗られており、田植えの準備がされておりました。

****番はその手前側にあります、一部ハウスが建っております。

以上です。説明終わります。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか1筆 2, 707㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権の賃借設定の新規の申請です。申請地は〇〇****番、595㎡と****番*、2, 112㎡のいずれも地目は田です。

場所の説明をいたします。国道10号線東側にあります、〇〇の土場横の道を東に入り、南側に2枚目の道路を挟んだ左右の田んぼになります。

2枚の田はいずれも耕されて、田植えの準備等が進められておりました。

賃借期間は5年間で、玄米で〇〇kgですので、10a当たりの換算しますと、〇〇kgで賃借が行われるようです。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

ほか2筆 13,014㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員、橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

最初に推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さんへ利用権の設定です。実は昨年6月にお父さんの〇〇〇〇様と契約をした農地ですが、体調が悪いとのことから、合意解約し、同じ条件の基で、息子の〇〇〇〇さんとの契約となりました。〇〇〇〇さんは〇〇の認定農業者です。

申請地は、〇〇線の〇〇の交差点を東に30mほど進むと三差路があり、南に20mのところ、〇〇〇〇さんの自宅です。

自宅の北が〇〇****番*の畑、3,000㎡です。〇〇****番*の7,031㎡の畑です。

以前には、大根が植えてあったのを確認しておりましたが、現在は、天地返し深さ、深堀りの鋤がかけられていました。

期間は5年で、年10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

続きまして、推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。続きまして、説明します。申請地は、〇〇線の〇〇の十字路を過ぎて、北側に****番*の農地になります。

現地を確認したところ、プラウで耕起していました。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

ほか3筆 2,026㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借でございます。

申請地は、〇〇のすぐ東側に4筆ともございます。

現状はきれいに耕運されていました。また、〇〇〇〇さんは、露地野菜を中心とした早期水稻、飼料稲などを栽培されている認定農業者でもございます。

期間は10年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。38ページをお開きください。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 5,751㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。これまで〇〇〇〇さんが作付けされていましたが、〇〇〇〇さんが離農されるため、合意解約を行い、〇〇〇〇さんが新たに作付けするものです。

〇〇〇〇さんは先ほど説明した認定農業者です。

申請地は、〇〇線を西に行くと、〇〇があります。そこから更に、西に300mほど行った先を右折して、20mほどの左側になります。

農地は、耕運はされてありました。

契約期間は5年間で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

次の7番から14番まで、8件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、「利用権の設定を受ける者」につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は

省略いたします。

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 6, 0 0 0 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介して〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で甘藷、麦、〇〇等を作付けされております。

申請地は、〇〇から西に 1 0 m ほど行った先を右折して、3 0 m ほどを左折して、高速道路の下を抜けて行くと左側に、〇〇〇〇さんがあります。その手前の北側になります。

農地は、耕運がされてありました。2 筆になっていますけども、一枚で耕運がされてありました。

契約期間は 5 年間で、1 0 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか 1 筆 1 0, 7 3 9 m²

利用権を設定する者 ○○○○
担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]
推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。○○○○さんから宮崎県農業振興公社を介して、○○○○さんとの農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

○○○○さんは先ほど説明しましたので、省きます。

申請地は、○○から北に 3 0 0 m ほど行ったところの十字路を左折して、1 0 0 m ほど行くと T 字路がございます。そこを過ぎた左側になります。

農地は麦が作付けをされておりました。

契約期間は 5 年間で、1 0 a 当たり ○○○○ 円です。以上です。

[議長]
9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
はい。3 9 ページをお開きください。
9 番 農地の所在 大字○○字○○****番*
ほか 1 筆 2, 6 6 7 m²
利用権を設定する者 ○○○○
担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]
推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。○○○○さんから宮崎県農業振興公社を介して、○○○○さんとの農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

〇〇〇〇さんは今年2月いっぱい認定が切れますが、更新はされないということです。申請地は、〇〇から南に行くと、〇〇があります。それを更に、南に400mほど行った右側の農地になります。これが****番*です。その農地を今度は逆に北に100mほど戻って行っていただいて、左折して道なりに、約2、300m行った右側になります。ここは****番*になります。

どちらも耕運はされてありました。

契約期間は3年間で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 2,025㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っの公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

申請地は、県道〇〇線に〇〇があり、南側の農地になります。

耕作者は、〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、ロータリーで耕運して、肥料が撒いてありました。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 7 9 2 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

申請地は、県道〇〇線に〇〇があり、先ほど説明した****番の東側横の農地になります。

耕作者は、〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、ロータリーで耕運して、肥料が撒いていました。

期間は5年で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。40 ページをお開きください。

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか6筆 13, 603 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員、坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

最初に推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っの公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

申請地は、県道〇〇線の南側に〇〇があり、25メートル先の北側に、〇〇〇〇さんの看板があり、そこから北西へ700mのところに、〇〇〇〇の会社があります。その会社から南西へ400mのところに****番*、南側へ約200mのところに****番と****番*と****番*があります。南西へ約150mのところに****番*、南西へ200mのところに****番*の農地になります。

耕作者は、〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、****番*は麦が栽培されていました。****番と****番*、****番*は一枚の畑で、鎮圧されていました。****番*は麦が栽培されていました。****番*は麦が栽培されていました。

期間は5年で、賃借料は10a 当たり****円です。以上です。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。〇〇****番*につきましては、〇〇から西に10mほど行き、右折して、30mで左折していただいて、西に300mほど行った、左下になります。

農地は耕運がされてありました。

契約期間は5年間で、10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

13 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか3筆 13, 553㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんより、農地中間管理事業を活用して振興公社への利用権の設定です。耕作者は〇〇〇〇です。

これまでも〇〇〇〇が耕作されていましたが、期間満了のため、新たに利用権設定されるものです。

申請地は、〇〇から〇〇方面に向かうと、〇〇があります。〇〇を東に50mほど行くと、南に向かう道路があります。20mほど進むと小さな〇〇があります。そのすぐ東側の畑です。

〇〇****番*、5, 469㎡ほか3筆まとまった畑です。いずれも〇〇が植えてありました。

期間は10年で、年10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。41ページをお開きください。

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 308㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社との中間管理事業を使った、新規の利用権貸借でございます。

申請地は、〇〇〇〇さんのハウスがございまして、〇〇の北側の角のすぐ後ろの田んぼになります。現状は、耕作者は〇〇〇〇さんなのですが、本人に確認したところ、そこは7筆ぐらいあって、一枚の田んぼになっていて、その一角になっているのですが、きれいにロータリーがかけられていました。

期間は5年で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から14 番まで、14 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から14 番まで、14 件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1 番から14 番まで、14 件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程番号8、議案第11号「農地の賃借料情報提供について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。42 ページを御覧ください。

議案第11号「農地の賃借料情報提供について」です。

農地の賃借料情報提供につきましては、農地法第52条に基づいて行うもので、昨年令和4年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法の報告による

利用権の設定の賃借料を集計したものでございます。

農地法第3条の許可による賃貸借契約はございませんでした。

樹園の部につきましては、賃貸借契約が1件しかございませんでしたので、平均額、最高額、最低額については掲載しておりません。

また、ハウス施設の部につきましては、賃貸借契約がございませんでしたので、データ数は0となっております。

総会で承認されましたら、ホームページに掲載したいと考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[7番]

いいですか。

[議長]

はい。どうぞ。

[7番]

このハウス施設の部の賃貸の数字が書いてないですけど、ホームページに載せるということは、県外の新規就農者が見る可能性がありますよね。その中で施設園芸をやりたいという希望者から問い合わせがあった場合は、どう対応をいただけるのですか。これは全部載っていないので。

[議長]

事務局。

[事務局]

これは令和4年ですけど、令和3年、2年、過去のデータを参考にしながらという話にはなるとは思うのですけど。ホームページとなると、なかなかその会話できない。どうお答えすればいいか。今のところ最新ですけども。例えば令和4年度の載せようとしていますと、今令和3年が載っているけど、どん

どん更新するというか、令和3年度を落として令和4年度に載せるという形になっています。

[7番]

近隣の市町村は、掲載しているのですか。

[事務局]

いや、していないのですけど。

あとはホームページで検索してもらおうと、国立図書館かなにかが市町村のバックアップを全部取っていて、キーワードで検索を普通にしてもらおうと過去のデータが全部見れるようになっているので、ある程度そういうネット情報を使ってされる方は、去年のやつとかも見れる。そのときそのときのどういうスパンでバックアップを取っているのか分からないのですけども、情報提供用にそういうことをされているようです。あと今後という部分で、データがないときに過去のをどうするかっていうのが出てくるとは思うのですけど、適正にそういう取引とか、賃借という契約をされていくようになると、もっとデータが増えてくるのではないかっていうのもあるので、そういう取引とか適正に契約等を農業委員会を通すようにということを伝えていただくと、数値も上がってくるかと思っております。

[7番]

というのが施設園芸もやけど、かなり高齢化が進んでいて、もうやめようかなっていう人が多いとです。その中で土地と施設と同時に借りてくれんやろうかなっていうような話も今後出てくるかなって思っているとです。それがあからちょっと質問してみただけです。

[事務局]

その田とか畑を見ていただくと分かるように、平均と最高額が倍以上開きがあったりもするので、ちょっとやっぱりその貸し借りの部分がそれぞれが金額決めるところもあるので、ちょっと難しいのかなっていうのが今回の田のところ畑もですけど、最低額がかなり低い数字がやっぱり出ていますけど、実際数

値を掲載するに当たりまして、事務局の方でそぐわないデータというところで、削除しようかっていうところもあったのですが、データ数が多い場合には、そこも掲載しとくべきだろうというところで、この差が10倍ぐらい違うのがありますが、掲載をしているところです。昨年まで同様。

〔議長〕

昨年はハウス施設の部のデータが無かったということで、前年は4、5件とか3、4件あったのですが。令和3年とか2年とか以前はありました。その今言ったように調べてみると。今回は、去年1年間の動きが一つも出てこなかったということで、お願いします。

松井さん。

〔2番〕

その単年度だけのデータ掲載によっては、遡って3年分くらいまとめたらデータ数がもっと増えるかなってなっただけ。

〔事務局〕

要するに羅列をするっていうことですよね。紙3枚。検討させていただきたいと思います。

〔2番〕

言えば、平均額だけ載せて、最低は載せないのもありならそっちの方が、あまりにも差がありすぎるからですよ。平均だけ載せるわけもいかないのですよね。

〔事務局〕

平均だけってすると、それがひとり歩きをしちゃうので、差があるような表示をすべきかなってところもありまして、0円は賃借料じゃなくて、使用賃借なので意味が違うので別物として捉えてほしいです。

〔議長〕

よろしいでしょうかね。

それでは、質問もないようですので、採決をいたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和5年第2回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 15時16分)